

## 浜松市医療的ケア児等支援協議会設置要綱

### (設置目的)

第1条 人工呼吸器を装着している障害児等、その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等(重症心身障害児(者)を含む)(以下「医療的ケア児等」という。)とその家族が、心身の状況に応じた適切な支援を受けることにより地域において安心して生活できる体制を整備するため、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関が地域の課題や対応策について、意見交換を行い、又は情報共有を図ることを目的に、浜松市医療的ケア児等支援協議会(以下「協議会」という。)を設置する。

### (協議事項)

第2条 協議会は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る課題や情報の共有に関する事項
- (2) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る連携の強化に関する事項
- (3) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る対応策の協議に関する事項
- (4) 医療的ケア児等とその家族の支援に係る地域の体制整備のほか、協議会の運営に関し市長が必要があると認める事項

### (委員の構成)

第3条 協議会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験がある者
- (2) 保健・医療機関関係者
- (3) 障害福祉関係者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 保育機関関係者
- (6) 当事者団体関係者
- (7) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当であると認める者

### (会長)

第4条 協議会には会長及び副会長を置き、委員のうちから互選により定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集する。

- 2 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことが

できる。

(当事者との意見交換)

第6条 協議会は、当事者やその家族の意見を聴く場を年に1回以上設け、支援における課題を把握する。

(事務局)

第7条 事務局は、健康福祉部障害保健福祉課に置く。

(委員の任期)

第8条 委員の任期は2年以内とし、補欠委員の任期は、前任者の残任任期とする。ただし、再任は妨げない。

(会議の公開)

第9条 会議、会議録及び資料は、公開とする。ただし、協議会が公開とすることが適当でないと認めるときは、公開しないことができる。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。